

ハイライト:

- ・平成17年度税制改正案が公表されています
- ・介護保険料率が平成17年3月分から改定されます

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
平成17年度税制改正案について	1
介護保険料等改定のご案内	2

今年の冬は例年になく雪が多かったため通勤等でご不便を感じた方が多かったのではないのでしょうか？
第21号では、平成17年度の税制改正案のうち法人税を中心に、その概要の解説を行いました。
内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、
ご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成17年度税制改正案

平成17年度税制改正案のうち、法人税に関してご説明したいポイントは以下の通りです。

- 1 人材投資促進税制の創設
- 2 電子帳簿保存法の改正
- 3 中小企業支援3法の統合

1の人材投資促進税制とは、以下のような仕組みとなっています。

- ①青色申告法人で
- ②教育訓練費の金額が基準額(前2事業年度の教育訓練費の平均額)を超える場合



- ③その超える額の25%相当額を法人税額から控除できる(但し当期法人税額の10%相当額が限度)

加えて、青色申告書を提出する中小企業者の場合には次の制度と上記制度との選択適用が可能です。

- ①青色申告中小企業者で
- ②教育訓練費の増加率(当期の教育訓練費÷前2事業年度の教育訓練費の平均額)が40%以上の場合



- ③当期の教育訓練費の20%相当額を法人税額から控除できる(当期法人税額の10%相当額が限度)
- なお、②の割合が40%未満の場合には③の控除率は教育訓練費増加率×0.5となります。

教育訓練費の具体的な内容についてはまだ法律や政令等で明らかにされていませんが、講師等への報酬・テキストなどの教材費・外部施設利用料・研修参加費等が対象になるとみられています。

以下具体例で数字をあげてみます。

<例> 基準額が50万円の中小企業が適用事業年度に教育訓練費として100万円支出した。

増加率: $(100万円 - 50万円) / 50万円 = 100\%$

中小企業特例の場合の控除額～支出額 $100万円 \times 20\% = 20万円$

特例を使わない場合の控除額～増加額 $(100万円 - 50万円) \times 25\% = 12.5万円$

→特例を利用した方が有利なことがわかります。

なお適用は平成17年4月1日以後に開始する事業年度から3年間の時限措置とされています。

ポイント

- ・社内講義などの内部費用は対象外
- ・支出の対象者は使用人で、役員は対象外
- ・教育訓練を受講することにより助成金などを受ける場合には、その金額は控除する

2の電子帳簿保存法の改正は、国税関係帳簿書類のうち、帳簿、決算関係書類、契約書及び領収書については、特に重要な文書のため紙による保存とされ、それ以外の全ての書類については一定の要件の下、紙の保存に代えてスキャナ保存ができるようになります(注: 契約書や領収書であっても記載された金額が3万円未満のものについてはスキャナ保存とすることができます)。国税関係書類をスキャナ保存しようとする場合には事前に申請書を提出する必要があります。

詳しくは <http://www.nta.go.jp/category/pamph/sonota/pdf/01.pdf> をご参照下さい。

3の中小企業支援3法の統合とは、中小企業の創業や経営を支援するために存在していた「中小企業の創造的活動の促進に関する臨時措置法」、「中小企業経営革新支援法」、「新事業創出促進法」の3つを統合・整備する改正です。基本的には現行の特別措置がそのまま引き継がれ、一部拡充も予定されています。

介護保険料率等改定のご案内

前号でご紹介しましたように、平成17年3月分から政府管掌健康保険の介護保険料率が改定されます。

現行11.1/1000→改訂後12.5/1000になります。当月分の社会保険料を翌月の給料から控除している場合には、4月に支給する給料から介護保険料率の計算変更が必要になりますのでご注意ください。

なお平成17年3月1日以後に賞与を支給する場合、その賞与からは改訂後の料率で計算した介護保険料を控除する必要がありますのでこの点もご留意下さい。

雇用保険率も平成17年4月1日より変更されます。現行17.5/1000→改訂後19.5/1000(一般)になります。このうち従業員の給料から控除する割合は8/1000です。4月以降に支給する給料から変更が必要です。さらに4月以降は保険料額表による計算方法が廃止され、保険料による計算方法のみとなります(→雇用保険の対象となる賃金の額×8/1000を控除する方法)。3月から4月にかけて給料計算の変更手続きが必要です。改定時期を間違えないように気をつけて行いましょう。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。